

告示

埼玉県告示第七百四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

令和二年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 檜平地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十三号までを順次結んだ線及び標柱二十三号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	秩父市	大滝	ナラ平	五七四八番三
二	同	同	ナラ平風穴	五七二九番一
三	同	同	同	五七二九番一
四	同	同	同	五七二九番一
五	同	同	同	五七二九番一
六	同	同	檜平	三三四一番二
七	同	同	ナラ平風穴	五七二九番一
八	同	同	同	五七二九番一
九	同	同	同	五七二九番一
十	同	同	同	五七二九番一
十一	同	同	同	五七二九番一
十二	同	同	檜平	三三三四番一
十三	同	同	同	一八〇一番一
十四	同	同	同	一八〇三番一

二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五
同	同	同	同	同	同	同	同	秩父市
同	同	同	同	同	同	同	同	大滝
同	同	同	檜平	同	同	同	ナラ平	檜平
一八〇〇番一	一八〇〇番一	一八〇〇番一	一八〇〇番一	五七四八番一地先	五七四七番一地先	五七四七番一地先	五七四七番一地先	一八〇三番一